

# 香港における商標の保護

## 登録商標の地域的保護

香港における商標登録制度は、地域内での保護を提供する。従って、ある商標が国家工商行政管理総局商標局、もしくはその他の国や地域の商標登録機関において登録されていたとしても、これが香港において自動的に保護されることはない。香港における商標の保護を受ける場合は、必ず『商標条例（商標法）』（第 559 章）及び『商標規則』（第 559A 章）に基づいてこれを登録しなければならない。

## なぜ商標の登録の出願が必要なのか

商標を登録すれば、関連する商品やサービスについて当該商標の専有使用権を持つことができる。他人がその業務の過程または運営において、権利者の同意を得ずに香港で当該商標と同一もしくは類似の商品またはサービスに使用した場合、権利侵害行為として法的手段を講じることができる。しかしながら商標が登録されていない場合は、一般法の模造品訴訟により保護されるにとどまるため、当該未登録の商標には信用があり、第三者による当該商標の使用により損失を被ったことを証明しなければならない。一般法の模造品訴訟は、登録商標侵害に比べて立件が困難である。

## 商標登録出願書の提出

商標を登録する場合は、出願書に記入し、香港の書類送付先住所を記載して、香港特別行政区政府商標登録所に送付する。商標登録出願費用は 1,300 香港ドルである。基準外の商品もしくはサービス(ある場合)の出願費用は 650 香港ドルである。商標出願書様式及び費用についての資料は、以下の香港特別行政区政府知的財産権局のウェブサイトを参照のこと。

([http://www.ipd.gov.hk/chi/forms\\_fees/trademarks\\_559.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/forms_fees/trademarks_559.htm))

## 商品とサービスはどのように分類するのか

商標登録出願の際には、商標登録を出願しようとする一切の商品及びサービスを記載し、商品及びサービスが属する類別コードを明記する。商品及びサービスは『国際商品及びサービス分類(ニース分類)』に従って分類する。以下の知的財産権局のウェブサイトを参照し、商標登録を出願しようとする商品及びサービスの所属類別を検索のこと。

([http://www.ipd.gov.hk/chi/intellectual\\_property/trademarks/how\\_to\\_classify.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/intellectual_property/trademarks/how_to_classify.htm))

## 商標登録所は商標登録出願をどのように処理するのか

登録出願の審査手続きは次の四段階からなる。

- 出願内容に不足がないかの検査
- 出願内容が『商標条例』及び『商標規則』の規定に適合であるかの審査
- 出願を受理し、詳細な出願内容を公告する。この出願に対して、誰でも異議を申し立てることができる。
- 関係する商標を登録し、登録証明書の発行

出願内容に不足がなく、登録適格であり、商標登録所が出願書の受理を公告してから3ヶ月の異議申し立て期間に第三者からの異議申立てがなければ、全手続きに必要な期間(商標登録所が出願を受理してから関係商標を登録するまで)は6ヶ月まで短縮することができる。

### 第一段階－出願内容の不足についての検査

登録出願が提出された後、商標登録所は出願資料(出願人の氏名/名称、住所、商標の図示、商品及びサービス)が完璧で正確であるかを検査する。出願資料が不十分または不正確である場合、登録所は「不足箇所通知書」を送付し、2ヶ月以内に不足箇所を是正するよう求める。

すべてが整ったところで、出願手続きは次の段階(出願審査)に進むことができる。

## 第二段階－出願審査

- 検索及び審査

出願内容の不足箇所の検査を完了し、すべての資料が整っていることを確認してから、商標登録所は商標記録を調査し、同一もしくは類似の商品もしくはサービスの有無、他人による同一もしくは類似の商標の登録もしくは登録出願の有無を確認する。

商標登録所は、あわせて関係商標の出願が『商標条例』及び『商標規則』で定める登録規定に適合しているかを確認する。その内容には以下が含まれる。

- ◇ 関係商標には顕著な特性があるか。

商標は他と異なっているか。標章、文字または図画のいずれに関わらず、これらが他の企業の商品またはサービスと明確に区別できるか。例をあげれば、銀行のサービスについては、「FOR YOU」（あなたのために）という文言は、誰がサービスの提供者であるかが説明されていないため、顕著な特性が欠如している。新たに創作された文字又は業務範囲となんら関わりのない日常の用語は、すべて顕著な特性があるとみなすことができる。商標登録所が顕著な特性が欠如しているとみなした場合は、これに異議を申し立てることができる。

- ◇ 関係商標は商品及びサービスを説明しているか。

商標が単に商品及びサービスを説明しているものか、または商品及びサービスの資質、用途、数量、または価値を表示しているものである場合、商標登録所が異議申立をする可能性がある。同様に、地理名称を使用した商標についても、異議申立をする可能性がある。例をあげると「QUALITY HANDBAGS」（良質のハンドバッグ）、「FRESH AND NEW」（新鮮で新しい）、及び「NEW YORK FASHION」（ニューヨーク・ファッション）などである。

- ◇ 関係商標は当該業界に通用している文言か。

商標が当該業界で通用している文言または図示である場合、商標登録所が異議申立をする可能性がある。「TELECOM」（電信）又は「NETWORK」（ネットワーク）などは、いずれも関係業界で現在使用されている用語で、すでに慣用語となっている例である。

商標登録所は商標登録出願の審査後、通知書を発行して関係商標府登録事由を説明、または関係商標登録出願の受理を確定する。

- 登録の拒絶

出願が登録規定に適合していない場合、商標登録所は関係商標の登録を拒絶する。出願人は6ヶ月以内に関係規定を満たさなければならないが、この期限は3ヶ月間延長することができる。

- 登録拒絶の問題をいかに解決するか。

商標登録所は通知書でなぜ関係商標の出願が登録規定を満たしていないかを説明する。商標登録所は出願の修正もしくはその他の方法により登録拒否の問題を解決できると認めた場合、通知書において出願人に解決方法を提案することができる。

- 尚も登録拒否の問題が存在する場合

出願人が、商標登録所が通知書において提示している登録拒否の問題を解決した場合も、その出願が尚も登録規定に適合していない可能性がある。この場合、商標登録所は再度通知書を送付して、審査の結果を説明する。出願人が引き続きこの出願を行おうとする時は、商標登録所の通知書が送付された日から3ヶ月以内に、登録規定を満たすか、または事情聴取（ヒアリング）を求めることができる。出願人は『商標規則』で定める状況がある場合に限り（例えば、まず商標保有者の同意を得るためにさらに時間を必要とする場合、など）上掲期限の延長を求めることができる。

出願人が事情聴取を求めた場合、関係商標の登録を支持又は拒否する証拠は、すべて事情聴取の場において審議される。聴取担当者はその後決定を下す。

## 第三段階－出願の詳細内容の公告と登録に対する異議

- 出願内容の公告

商標登録所が出願を受理した後は、香港知的財産権公報（URL：[http://www.ipd.gov.hk/chi/ip\\_journal.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/ip_journal.htm)）において公告される。

- 第三者による異議

いかなる人も、香港知的財産権公報に公告されている商標登録出願の詳細内容を閲覧することができ、公告されている商標登録出願に対して異議申し立てをすることができる。異議申立人は、登録出願公告の日から起算して3ヶ月以内に異議通知を送付する。出願人はその異議に対して反対陳述書を提出することができる。出願人と異議申立人は、いずれも所定の期日までに登録出願または登録に対する異議についての証拠を提出する機会を有する。商標登録所はすべての証拠を受領した後、双方を事情聴取に出席させ、聴取担当者が決定を下す。

## 第四段階－登録

商標登録所は関係商標の登録出願を受理した後、当該商標の詳細資料を登録記録簿に記録し、出願人に登録証明書を交付する。また、商標登録所は、香港知的財産権公報において登録に関する公告をする。登録の日付は登録出願書の提出日とする。

## 商標保護と会社登記の区別

香港では、会社名、事業名、及び商標登録は、それぞれ異なる法令と制度により管理される。会社名の登録は会社登録所（公司註冊處）が行い、事業名称の登録は関税局が行い、商標登録は商標登録所が手続きをする。事業もしくは会社名の登録は、当該名称を商標とする権利を保有すること、または当該名称を商標としてその商品もしくはサービスの推進もしくは経営に用いることを表すものではない。

## 著名商標

その他の商標と同様に、著名商標も登録することで保護される。香港では別に「著名商標登録」を設けていない。

商標が中国内地で著名であることは、当該商標が香港で著名であることと同じではない。香港の『商標条例』別紙 2 には、ある商標が香港において著名であるかを決定するにあたっての考慮要素が明記されている。考慮要素には一般公衆による当該商標の認識または承認の程度、当該商標の歴史的経緯、および使用されている範囲または地域範囲が含まれている。

著名商標保有者は強制命令により他人が以下のものを香港で使用することを制限することができる。

- (a) 同一もしくは類似の商標、またはこのうちの主要部分が同一もしくは類似しているもの。
- (b) 同一もしくは類似の商品もしくはサービス。
- (c) これを使用することで一般公衆に誤認混同を生じさせる可能性が極めて高いもの。

## 提言 — 香港および中国内地で商標を保護するにはどのような対策を講じるべきか

商標を保護するためには次に掲げる対策を検討することができる。

- 他とは異なり、他人の権益を侵害しない商標を採用する。
- 内地の商標登録および保障制度は香港と同じではないため、両地域でそれぞれ商標登録をする。内地のみで登録された商標は、自動的に香港でも保護されるということはない。
- これと同時に商標の英語名称（翻訳または音訳）による登録は香港で使用ことができ、商標による吸引力を強め、商標の保護範囲を拡大することができる。
- 業務において当該商標を使用でき、いかなる権利侵害行為に対しても即時に行動が起こせるようにするため、極力早い時期に商標を登録すべきである。

- 商標使用許諾契約を締結し、他人に自らの商標の使用を認可しようとする時は、完全な商標使用許諾計画を作成する。
- ウェブサイト上の香港知的財産権公報をつねに閲覧し、他人が香港において一般大衆に自分の登録商標との誤認混同を生じさせるおそれがある商標の登録を出願していないかをチェックし、これが見つかった場合は異議申立をすることができる。
- 香港において自分の商標を侵害している者がいる場合は、『商標条例』に基づき行動を起こすことができる。
- 香港における自らの商品もしくはサービスの商業上の信用及び信望が第三者の模造により損失を被った場合は、法的手段を講じることができる。
- 刑事上の権利侵害行為が香港において発生した場合は、香港税関著作権・商標調査科にこれを告発することができる。この場合は税関に証拠を提出し、自らが関係商標を保有していることを証明するとともに、権利侵害を示す証拠を提出しなければならない。詳細は以下のウェブサイトを参照のこと。  
[http://www.customs.gov.hk/pdf/pdf\\_major/IPR\\_protection\\_c.pdf](http://www.customs.gov.hk/pdf/pdf_major/IPR_protection_c.pdf)
- 権利侵害の行為が内地で発生した場合は、内地の法律に従って行政処理を求め、または法的手段を講じることができる。例えば、ある香港の会社が商標保有者の登録商標を用いて命名をし、その内地での権利侵害行為を隠蔽しようとした場合は、内地の法律に基づいて措置を講じ、権利侵害の行為を阻止することができる。
- ここで重要なポイントとなるのは、権利保有者は、商標、著作権、または意匠設計登録などの知的財産権における各種の権益について、知的財産権を専門とする弁護士または代理人の専門的な意見を聞き、商品またはサービスに対する保障を得るべきであるということである。
- その他の関係する商業保護措置についても、専門家に意見を求めることができる。これには登録商標、商号、および会社名称をドメイン名として、インターネット上での使用を保護することが含まれる。香港のドメイン名登録会社 (<http://www.hkdnr.hk/hkdnr/index.jsp>) は非営利団体であり、末尾を「.hk」とするドメイン名の登録手続きを行っている。

## オンライン検索

知的財産権局は無料のオンライン検索サービスを提供しており（URL：<http://ipsearch.ipd.gov.hk>）、このサービスにより、登録商標もしくは商標出願、商標登録者もしくは出願人、および香港において関係商標使用の権利を取得した個人もしくは会社の資料を閲覧することができる。

## 電子情報提供サービス

知的財産権局の電子情報提供システムにより、提供される商標書類を使用しようとする場合は、まず知的財産権局の電子サービスユーザに登録しなければならない。電子サービスユーザはすべて、文書の宛先となる香港のアドレス及び香港の許可証認可機関が交付した電子証書を保有していなければならない。電子提供サービスに関する資料については、下記の知的財産権局のウェブサイトを参照してください。（<https://iponline.ipd.gov.hk>）。

## 詳細資料

協力を希望される場合、または詳細資料が必要な場合は、商標登録所に問い合わせのこと。連絡先は次の通り。

香港特別行政区湾仔  
皇后大道東 213 号（クイーンズロード・イースト 213 号）  
胡忠大厦 24 号（ウーテュンハウス24階）  
知的財産権局

電話：(852) 2961 6901

E-メールでの問い合わせは [enquiry@ipd.gov.hk](mailto:enquiry@ipd.gov.hk) まで。  
または知的財産権局のウェブサイト <http://www.ipd.gov.hk/> まで

香港特別行政区政府知的財産権局

2006 年 4 月

©香港特別行政区政府 2006

## 重要注意事項

本文章は香港の商標保護の概要を紹介したものであり、その内容は詳細を網羅したものではなく、さらに法律意見とみなすことはできない。商標保護に関する法律意見を求める場合は、知的財産権を専門とする弁護士または代理人の専門的な意見を求められたい。また、本文に記載されているリンク先で提供されているのは、中国語と英語のみであることにご留意されたい。

## 著作権の所有

形式のいかんに関わらず、商業目的でなく、本文の内容を複製、配付、または展示する場合は、作品において以下の告示をすることにより、事前に香港特別行政区政府に申請しなくともよい。

本資料は『香港における商標の保護』©2006 を転載したもので、香港特別行政区政府の承諾を得て使用しています。